

政令第 号

計量法施行令等の一部を改正する政令

内閣は、計量法（平成四年法律第五十一号）第二条第四項、第十六条第一項、第一百五十八条第一項及び第百六十八条の規定に基づき、この政令を制定する。

（計量法施行令の一部改正）

第一条 計量法施行令（平成五年政令第三百二十九号）の一部を次のように改正する。

第二条第二号口中「自動はかり」の下に「のうち、目量が十ミリグラム以上であつて、目盛標識の数が百以上のもの」を加える。

第五条三号二中「自動捕捉式はかり」の下に「のうち、ひょう量が五キログラム以下のもの」を加える。

（計量法関係手数料令の一部改正）

第二条 計量法関係手数料令（平成五年政令第三百四十号）の一部を次のように改正する。

「	
ひょう量が五キログラム以下のもの	六万七百元
ひょう量が二十キログラム以下のもの	六万四千百元

別表第二第二号ロ(4)(i)中

ひょう量が百キログラム以下のもの	八万六千二百円
ひょう量が百キログラムを超えるもの	八万七千八百円

を

「一 ひょう量が六百グラムを超えるもの 一 六万七百元」に改め、同号ロ(4)(ii)中

ひょう量が五キログラム以下のもの	四万八千円
ひょう量が二十キログラム以下のもの	五万四千四百円
ひょう量が百キログラム以下のもの	七万三千六百円
ひょう量が百キログラムを超えるもの	七万五千二百円

を「一

ひょう量が六百グ

ラムを超えるもの 一 四万八千円」に改める。

別表第四第十三号イ中「四十六万七千二百円」を「六十八万三千七百円」に改め、同号ロ中「五十二万

七千二百円」を「七十万六千円」に改める。

(計量法施行令及び計量法関係手数料令の一部を改正する政令の一部改正)

第三条 計量法施行令及び計量法関係手数料令の一部を改正する政令(平成二十九年政令第六十三号)の一部を次のように改正する。

附則別表の一の項を削り、同表の二の項を同表の一の項とし、同表に次のように加える。

二 自動捕捉式はかり	令和六年四月一日	令和九年四月一日	平成三十一年四月一日
------------	----------	----------	------------

附 則

(施行期日)

1 この政令は、令和三年八月 日から施行する。

(経過措置)

2 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

理由

最近の特定計量器の使用実態等を踏まえ、検定等の対象とする自動はかりの範囲を見直すとともに、騒音計の検定及び型式承認に係る手数料の額を改定する等の必要があるからである。